

## 梅が丘自治会細則

### 1. 役員を選出(規約第10条関連)

- (1) 各役員は、常に役員候補者の適材発掘に努め、その情報を会長に報告するものとする。
- (2) 書記については、その年度の担当ブロックで候補者を決めるものとする。
- (3) 各部長は、後任の育成に努めなければならない。
- (4) 会長候補者は、原則として役員会で役員の中から選ぶものとする。
- (5) 一般会員の中から会長として適任と思われる人物を推薦する場合には、役員会の合議を必要とする。

### 2. 会長に事故あるときの副会長の代行順位(規約第9条関連) 副会長が複数の場合は、年度初めに副会長間で協議して定める。

### 3. 運営委員会等(規約第16条関連) 役員会の下部組織として次の委員会を置くことができる。

#### 「運営委員会」

- (1) 運営委員会は原則として毎月1回以上会長が召集する。
- (2) メンバーは、会長、副会長、会計、総務、書記、環境部長、防犯部長、防災部長とする。
- (3) 運営委員会においては、役員会の審議事項を事前に検討するとともに、役員会で提案のあった事項の取り扱い、及びその他自治会の運営に関する事項を協議する。
- (4) 運営委員は、役員候補者の適材発掘を特に心がけなければならない。

#### 「世話人会」

- ・会長より委嘱された役員で構成され、民生委員の推薦等 規約第5条第7号の委員の推薦等を行う。

#### 「納涼大会実行委員会」

- ・メンバー等はその都度定める。

#### 「その他」

- ・会長が必要と認めたときは、随時委員会を設けることができる。

### 4. 部長の業務分担(規約第8条関連)

- ・環境部長：環境事業推進委員の代表者として、部員とともに環境対策にあたる。
- ・防犯部長：防犯防火員の代表者として、部員とともに防犯防火の指導にあたる。
- ・防災部長：家庭防災員の代表者として、部員とともに地域の防災にあたるほか、地域防災拠点を管理する。
- ・民生部長：民生委員の代表者として、部員とともに地域福祉の推進にあたる。
- ・保健部長：保健活動推進員の代表者として、部員とともに会員の健康づくり活動にあたる。
- ・スポーツ推進部長：スポーツ推進員の代表者として、部員とともに地域のスポーツ振興にあたる。
- ・青少年部長：青少年指導員の代表者として、部員とともに青少年の健全育成にあたる。

### 5. 委任状等(規約第14条関連)

一般会員が総会に出席できない場合の書面表決及び委任による表決については、別に定める書式による。

6. 議事録(規約第15条・16条関連)

書記は、総会及び役員会の議事録を作成し、各会の終了後1ヶ月以内に会長及び議事録署名人の押印を受け、規約第22条にもとづき保管する。

7. 自治会費(規約第19条関連)

- (1)一般会員の会費は、一世帯につき月額200円とし、法人会員の会費は月額1,000円とする。
- (2)一般会員の会費は、1年分または半年分をまとめて年度または半期の最初の月に班長が集金し、ブロック長が取りまとめて会計に納金する。
- (3)法人会員の会費は、会計が直接集金する。
- (4)会員が年度途中で退会した場合は、当該会員の申し出にもとづき、月割りで返還する。

8. 書類及び帳簿(規約第22条関連)

本会に備え置く書類及び帳簿の所管役員、保存年限は次のとおりとする。

書類・帳簿名	所管役員	保存年限
(1)規約ならびに規則・細則	書記	10年
(2)会員名簿(入退会の都度変更)	総務	永久
(3)役員名簿	書記	10年
(4)認可及び登記等に関する書類	総務	永久
(5)総会の議事録(資料を含む)	書記	永久
(6)役員会の議事録(資料を含む)	書記	10年
(7)収入支出に関する帳簿及び証憑	会計	10年
(8)資産台帳	会計	10年
(9)財産目録	会計	永久

9. 弔慰金および見舞金(規約第5条関連)

(1)一般会員の世帯に死亡または災害があった場合は、次の区分により弔慰金または見舞金を贈呈する。

- ・逝去の場合 5,000円
- ・自宅の火災の場合 10,000円

(2)一般会員の世帯にその他の不幸があった場合は、役員会の決議により見舞金を贈呈することができる。

10. 役員等の通信交通費(規約第19条関連)

役員等の通信交通費については、別に定める額を年1回支給する。

附 則

この細則は、平成26年12月16日(梅が丘自治会が地方自治法に基づく地縁団体の認可を受け、規約が改定施行された日)から適用する。

以上

\* その他の規則

- ・梅が丘自治会館(集会所)使用規則
- ・自治会掲示板の利用規定